

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年11月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300258号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300021号

## 第1 結論

昭和60年\*月から平成2年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年\*月から平成2年6月まで

私が20歳になった昭和60年\*月頃、私はA大学B学部に在学中であったところ、母が私の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料についても母が納めてくれていた。

しかし、国の記録では、請求期間が国民年金保険料の納付済期間となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、大学在学中に20歳を迎えた昭和60年\*月頃、請求者の母が国民年金の任意加入の手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金第1号被保険者資格を取得した日(平成3年4月1日)に係る処理年月日が平成3年9月4日であること、取得事由が学生となっていること及び請求者の記号番号の前後の被保険者の記録から判断すると、請求者については、国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)により、20歳以上の学生が同年4月1日から新たに強制適用の対象とされたことを契機に加入手続が行われ、当該加入手続に伴って記号番号の払出し及び資格取得処理が行われたものと推認できることから、請求者が主張する加入手続時期と符合しない。

また、請求期間当時、20歳以上の学生は、国民年金の強制加入の適用除外として、任意加入することができる者であったが、任意加入被保険者は、制度上、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるため、請求者に係る加入手続が行われたと推認できる平成3年4月1日以降において、請求者が昭和60年\*月に遡って国民年金に任意加入することはできず、請求期間は国民年金の未加入期間となることから、請求者の母は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であるC県で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母は、請求者の国民年金に係る加入手続の具体

的な時期及び詳細について明確でないと陳述しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料については、D銀行E支店(現在は、F銀行G支店)で納付書により納付していたとしているものの、F銀行の担当者は、請求期間当時の国民年金の納付に係る資料について、保存期限経過のため保存していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することはできない。

また、H市は、請求期間における国民年金の加入、喪失及び保険料の納付記録に係る資料等について、保存期間経過のため確認できない旨回答しており、このほか請求者及び請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300235号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300061号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年8月10日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成27年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成4年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年8月10日  
請求期間にA社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がない。  
請求期間に係る振込記録を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された振込記録、A社に請求期間当時在職していた従業員の賞与明細書及び同社の回答から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の振込記録等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300227号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300062号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年9月1日から同年12月1日まで

請求期間にA社から派遣されてB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は平成20年にC社に合併し解散しているところ、同社から提出された派遣就労証明書により、請求者が請求期間に派遣社員としてB社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社は、前述の派遣就労証明書に記載した就労期間と派遣先企業名以外の請求者に係る情報は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同社から確認することができない。

また、請求者の請求期間に係る住所地のD市は、請求者の請求期間に係る課税資料は未申告のため不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について課税資料から推認することができない。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者の回答から、請求期間当時の同社の派遣社員全員が、勤務開始日から厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を控除される取扱いであったことがうかがえない。

加えて、請求者は、請求期間において、国民年金の被保険者(申請免除の承認期間)であり、また、D市の回答により、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300201号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300063号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年10月21日から同年12月21日まで  
② 平成7年11月30日から同年12月21日まで  
③ 平成15年10月1日から平成16年1月20日まで

請求期間①について、私は平成6年10月上旬にA社に入社し、D職として勤務した。しかし、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年12月21日となっている。

請求期間②について、A社を平成7年10月末頃退職する予定だったが、会社との話合いの結果、仕事の関係で退職日が延び、同年12月末に退職することとなった。しかし、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年11月30日となっている。

請求期間③について、C社において、平成15年10月6日頃面接を受け、その場で入社が決まり、翌日からD職として勤務することとなった。しかし、同社における厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間①から③までについて、給料支払明細書など、当時の資料を提出するので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成6年10月24日から同年12月21日までの期間について、雇用保険の記録、B社の事業主の回答及び陳述により、請求者は、当該期間に同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の事業主は、当該期間については、請求者は試用期間であり厚生年金保険に加入していない旨及び請求者に係る当時の給与明細票等の保管はなく、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

また、請求期間①のうち、平成6年10月21日から同月23日までの期間について、勤務実態を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②について、B社から提出された請求者の退職届によると、請求者は、平成7年

11月29日付で退職する旨を届出していることが確認でき、請求者の同社に係る雇用保険の記録における離職年月日及び厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該退職に係る日付と符合している。

また、B社から提出された請求者の給与明細票「07年12月分給与（支給日07年12月25日）」によると、厚生年金保険料が控除された記載のあることが確認できるものの、同社の事業主は、請求者は前述の退職届のとおり、平成7年11月29日で当社を退職しており、請求期間②において勤務しておらず、当該給与明細票における総支給額（7万3,628円）は、平成7年11月29日までの期間について日割計算した給与を支給している旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

3 請求期間③について、請求者は、C社に係る2003年10月分から2004年1月分までの給料支払明細書（4枚）を提出している。

しかしながら、請求期間③のうち、平成15年10月10日から平成16年1月20日までの期間について、商業登記の記録によると、C社は、平成15年10月10日に会社設立しているものの、オンライン記録によると、平成16年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、前述の給料支払明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、商業登記の記録によると、C社は、平成25年1月31日に解散しており、同社の元事業主は、会社は廃業し、既に全資料を処分したため、何もわからないとした上、請求者を覚えておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

さらに、請求期間③のうち、平成15年10月1日から同月9日までの期間について、前述の元事業主は、会社設立年月日である同月10日前において、事業は行っていない旨回答及び陳述しており、当該期間に係る事業実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300110号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300064号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年5月1日から平成21年2月1日まで

私は、A社に月給40万円固定で、昇給、降給なしの条件で就職したが、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、請求期間の記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求者から提出された平成20年分及び平成21年分の給与所得の源泉徴収票により、請求期間を含む各年における給与の支払金額及び社会保険料等の金額は確認できるが、A社は請求期間に係る賃金台帳を保管しておらず、同社の事業主は請求者が主張する給与額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除したか否かは不明である旨陳述している上、請求者も請求期間に係る給与明細書を所持していないことから、当該源泉徴収票のみでは、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求者から提出された給与支給明細の一覧表は、支給年の記載がないところ、前述の給与所得の源泉徴収票における給与の支払金額及び社会保険料等の金額を検証すると、当該給与支給明細の一覧表の記載内容は、請求期間後の平成21年4月から平成22年3月までのものと考えられることから、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300256号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300065号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年6月10日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

令和元年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月10日

厚生年金保険の記録によると、A社から支払われた請求期間の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与集計表及び令和1年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿等から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300257号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300066号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年6月10日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

令和元年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月10日

厚生年金保険の記録によると、A社から支払われた請求期間の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与集計表及び令和1年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿等から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300259号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300067号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年6月10日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

令和元年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月10日

厚生年金保険の記録によると、A社から支払われた請求期間の賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与集計表及び令和1年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿等から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。